

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 123 「中小企業の会計に関する指針」の改正に関する公開草案等の公表について

平成 28 年 10 月 28 日に、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係 4 団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」は、「中小企業の会計に関する指針」（以下「指針」とします）について、改正に関する公開草案（以下、「本公開草案」とします）を公表しました。

まず、指針とは、中小企業が計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものです。

このため、中小企業は、当該指針に拠り計算書類を作成することが推奨されます。

とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、当該指針に拠ることが適当です。

もっとも、会計参与を設置した会社が、当該指針に拠らずに、会計基準に基づき計算書類を作成することを妨げるものではありません（指針【総論】目的）。

【本公開草案における改正点 1】

本公開草案では、現行の指針 第 89 項にある「今後の検討事項」（資産除去債務）への対応として、固定資産の項目に新たに敷金に関する会計処理を明記しました（本公開草案 第 39 項）。

具体的には、現行の指針 第 89 項には、「今後の検討事項」として資産除去債務の取扱いについては、今後の検討課題とされていました。

その後、中小企業へのアンケートを行った結果、資産除去債務による影響を受ける企業の範囲が限定的であることが判明しました。

そこで、資産除去債務の全面的な適用は馴染まないものと判断し、また、賃貸借契約における原状回復義務については、中小企業者に過大な事務負担をかけないことを前提として、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第 9 項に規定される敷金の簡便法を参考に、中小企業の実態に合った取扱いを固定資産の項目に新たに設ける修正を行いました。

【本公開草案における改正点 2】

税効果会計においては、平成 27 年 12 月 28 日に企業会計基準委員会から企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」が公表されたことに伴い、関連項目の修正を行いました。

具体的には、税効果会計の根拠規程が改正されました。